

# 養育費確保支援事業を実施

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3550

記事ID 0105139

ひとり親家庭の人が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書などの作成費用や、養育費保証契約の初回保証料を補助します。

	公正証書等作成経費	養育費保証契約締結経費
対象者	市内に居住し、申請時にひとり親であって、次の要件を全て満たす人 ●養育費の取り決めに係る経費を負担したこと ●養育費の取り決めに係る公正証書などを有していること ●養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること ●過去に同一の公正証書などの作成経費に対して、補助金その他これに相当する給付(他自治体または団体などが行うものを含む)を受けたことがないこと	市内に居住し、申請時にひとり親であって、次の要件を全て満たす人 ●養育費の取り決めに係る公正証書などを有していること ●養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること ●保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること ●過去に同一の公正証書などに係る養育費保証契約に対して、補助金その他これに相当する給付(他自治体または団体などが行うものを含む)を受けたことがないこと
対象経費	養育費の取り決めに要する経費のうち ●公証人手数料令に定める公証人が受けれる手数料 ●家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代 ●戸籍謄本など添付書類取得費用	養育費の取り決めの対象となる児童について、初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として補助対象者が負担する経費
補助金額	対象経費の全額、上限3万円	対象経費の全額、上限5万円

※公正証書などを作成した日の翌日から起算して6ヶ月以内に申請が必要です。必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください

## 物価高対応子育て応援手当を支給

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3552

記事ID 0106349

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、物価高対応子育て応援手当を支給します。

### ●給付額 こども1人につき2万円(1回限り)

対象者	令和7年9月分児童手当受給者(令和7年9月に出生した児童については10月分)	令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者	令和7年9月分児童手当を所属庁から受給している公務員(令和7年9月に出生した児童については10月分)
給付方法	市が把握する児童手当口座に令和8年2月10日(火)に振り込み済み	申請受け付け後、指定の口座に振り込み	申請受け付け後、指定の口座に振り込み
申請	不要	必要	必要